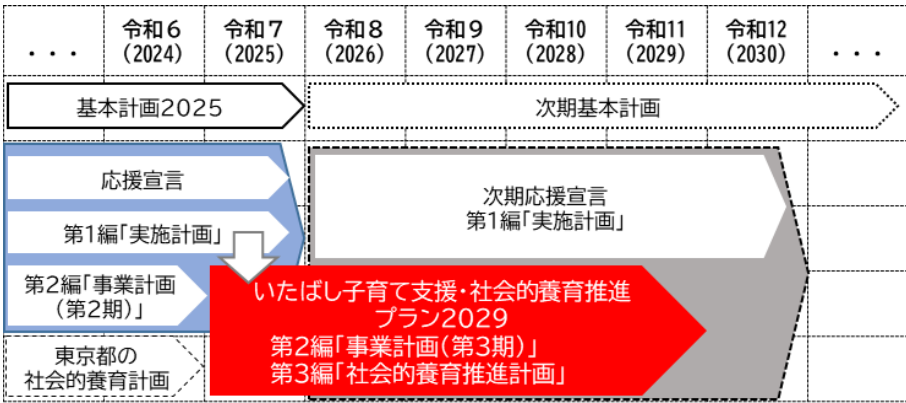
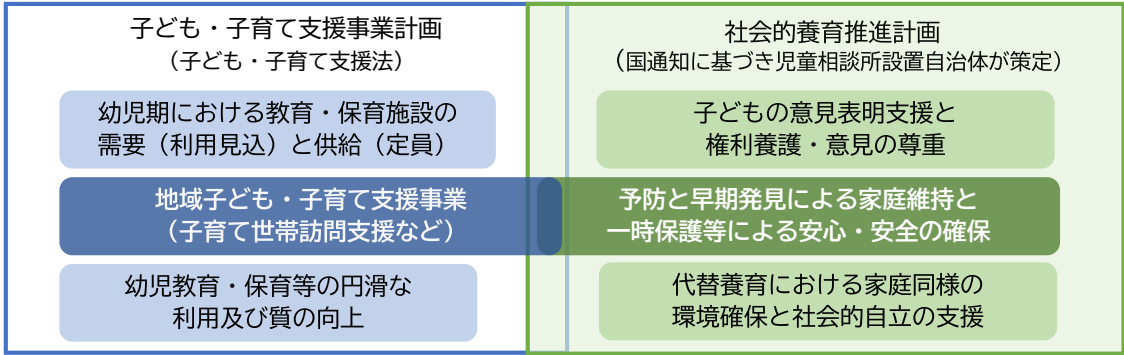


（仮称）いたばし子育て支援・社会的養育推進プラン2029（素案）

第1章 総論

策定の趣旨・位置づけ・計画期間

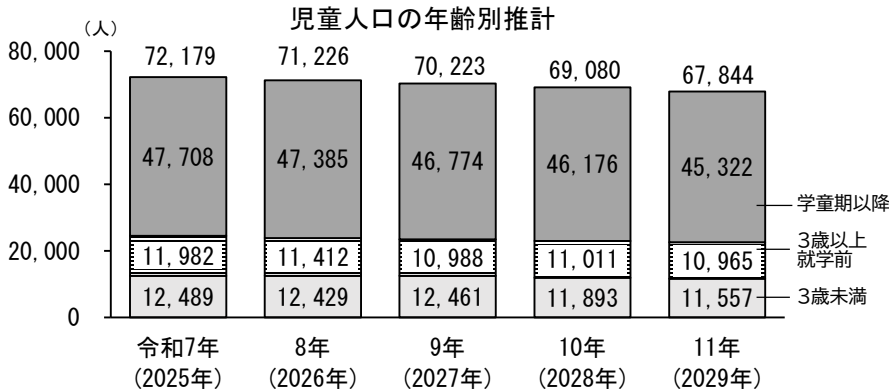
- 子ども・子育て支援法（以下、支援法）に基づく子ども・子育て支援事業計画（以下、事業計画）の第2期計画期間が令和6（2024）年度で終了し、令和7（2025）年度からの第3期事業計画を策定するにあたり、児童相談所を設置する自治体に策定が求められる「社会的養育推進計画」と整合・連携を図り、令和11（2029）年度を見据えて推進
- 社会的養育の推進において、家庭養育優先原則に基づく、子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組は、事業計画における地域子ども・子育て支援事業（法定事業）等と関連性が深いため、内容の整合を図り、両計画の計画期間を合わせて推進



※応援宣言は令和7（2025）年度までの計画であるため、令和8年度以降の事業内容については、令和7（2025）年度に策定する次期応援宣言に基づき、必要に応じて見直し

児童人口の動態と推計

- 住民基本台帳によると、令和2（2020）年度以降の区の年少人口（0～14歳）は減少傾向、総人口に占める割合も低下傾向にあり、令和6（2024）年4月には10.1%
- 出生数は令和2（2020）年以降4,000人を下回り、令和5（2023）年の出生数3,412人は平成28（2016）年対比で約29%減少
- 30～49歳人口は、実数及び総人口に占める割合、5年前人口（25～44歳人口）との比較、いずれも減少傾向にあり、転出超過の傾向が継続
- 板橋区人口ビジョンの推計人口を起点に、コロナ禍の影響を考慮し、過去10年間の平均変化率から児童人口を推計すると、5年間で4,335人減少



第2章「子ども・子育て支援事業計画（第3期）」編

事業計画（第2期）の検証

- 令和4（2022）年に保育所の待機児童ゼロを達成した一方で、就学前人口が減少傾向にあり、保育定員に対する欠員が増加傾向、今後の保育施設の新規開設については、急激な保育需要増を招く大規模集合住宅の建築等を除き、慎重に検討
- 医療的ケア児の受け入れについて、令和5（2023）年度に小学校3校において看護師を配置したほか、令和6（2024）年度からは、区立保育園での受け入れをこれまでの2園から5園へ拡大するなど、体制を拡充
- すべての妊婦に保健師・助産師が面接を行い、子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を実施。「オンライン面接」や「出産・子育て応援事業」を開始し、高い面接率を維持 など

基本理念・基本目標

- 応援宣言の基本理念を踏まえつつ、国から選定を受けたSDGs未来都市として2030年の目標に掲げた「子育てのしやすさが定住を生む教育環境都市」をめざし、次期応援宣言を見据えた基本目標を設定

◎応援宣言・基本理念

「いたばしで未来のおとなが育っています～みんなの力で人づくり・まちづくり～」

◎SDGs未来都市としてめざす2030年の目標

「子育てのしやすさが定住を生む教育環境都市」

◎次期応援宣言を見据えた施策の方向性

「いたばしで子どもを産み、育て、育ちたいと誇りに思うまち」
「誰一人取り残さず、あたたかい人と地域全体で子どもをはぐくむまち」
「緑と文化の豊かな環境で子どもが健やかに成長するまち」

◎事業計画の基本目標

「待機児童のいない環境を継続し、保育需要へ柔軟に対応します」
「幼児教育・保育の質を高め、安心・安全なサービスを提供します」
「児童福祉と母子保健が一体的に切れ目なく子育てを支援します」

幼児期の教育・保育施設

- 幼児期における教育・保育施設の利用状況、及び子ども・子育て支援に関するニーズ調査（令和5（2023）年実施）等によって把握した利用希望（需要数）を踏まえ、就学前児童数の推移や地域の実情等を考慮し、法定の認定区分ごとに目標事業量（供給量）を設定
- すべての認定区分・地域において、需要に応えられる見込みである一方、欠員への対応が必要

		6年度 実績	7年度 見込み	11年度 見込み	
1号（幼稚園、認定こども園）	需要数	3,752	3,432	3,139	
※3歳以上	供給量	5,409	5,104	4,659	
2号（保育園、認定こども園）	需要数	6,888	6,985	6,320	
※3歳以上	供給量	7,478	7,571	7,661	
3号（保育年、認定こども園、地域型保育事業）	需要数	770	757	631	
※0歳	供給量	1,209	1,225	1,230	
3号（保育年、認定こども園、地域型保育事業）	需要数	2,135	2,178	2,018	
※1歳	供給量	2,341	2,354	2,370	
3号（保育年、認定こども園、地域型保育事業）	需要数	2,378	2,408	2,315	
※2歳	供給量	2,675	2,640	2,656	

※目標事業量（供給量）を見込むにあたり、以下を想定

○新規開設
(R6年10月～
R7年4月予定)
3園・定員129名

○民営化予定
3園・定員18名増

○認定こども園
幼保連携型1園増

地域子ども・子育て支援事業

支援法第61条に基づき、同法第59条に定められた「地域子ども・子育て支援事業」の提供体制を確保

妊婦		0～2歳	3～5歳	小学生
幼児教育・ 保育施設			延長保育	
			病児保育	
			生活保護世帯への実費徴収に係る補足給付	
			本制度への多様な主体の参入促進	
子育て世帯・ 妊産婦・ 一般	妊婦健診	乳児家庭全戸訪問		
			利用者支援（いたばし子育てNAVI、妊婦等包括相談支援等）	
			地域子育て支援拠点（児童館CAP'S、森のサロン）	あいキッズ
			一時預かり（幼稚園型、幼稚園型以外、乳児等通園支援）	ファミサポ※（就学児）
			子育て短期支援（ショート・トワイライトステイ、産後ケア）	
ハイリスク・ 要支援			養育支援訪問（相談・指導）	
			子育て世帯訪問支援（家事・育児支援）	児童育成支援拠点検討
			親子関係形成支援	

※ファミサポ…ファミリー・サポート・センター事業の略。

教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組

- 保育施設の欠員に対する柔軟な対応、及び認可外保育施設を含む利用支援
- すべての子どもの育ちを応援し、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化
- 医療的ケアを必要とする障がい児や外国籍の幼児などへの配慮・支援の強化
- こども家庭センター機能の強化と地域子育て相談機関の連携・充実

第3章「社会的養育推進計画」編

背景・趣旨

- 平成28（2016）年改正児童福祉法では、子どもが権利の主体であることが位置づけられるとともに、「家庭養育優先原則」が明記され、この理念の下、子どもの最善の利益を実現することが重要
- さらに、令和4（2022）年改正児童福祉法においては、子どもの権利養護にかかる環境整備をはじめ、こども家庭センターの設置など、子どもや家庭及び養育環境の支援を強化する様々な施策が展開
- 国は、都道府県に対し、令和6（2024）年度末までに、新たな「社会的養育推進計画」の策定を求める通知を発出、令和4（2022）年7月に児童相談所設置市となった板橋区においても同計画を策定し、東京都の計画と整合・連携を図りながら推進

社会的養育を取り巻く区の現況と推計

※特に記載のない場合、令和6（2024）年3月時点

- 社会的養護のもとで育つ子ども数…179人（うち、区内養育家庭等22人、児童養護施設等157人）
- 区内里親登録家庭数…53家庭（うち養育家庭登録数28家庭）、里親等委託率12.3%
- 区内児童養護施設…3施設（定員160人）、児童養護施設グループホーム設置数7か所（定員42人）
- 区内児童養護施設の小規模化（グループホームもしくは8人以下ユニット）…92%
- 個別のケアが必要な子どもの施設入所状況…72.0%
- 高校等進学率…児童養護施設93.0%、里親100%、大学等進学率…児童養護施設34.0%、里親100%
- 児童虐待相談受付件数…令和5年度1,220件
- 一時保護施設入所状況…令和5年度202人（1日平均26人）、定員（30人）に対する平均入所率86.7%

	令和5（2023）年度実績	令和11（2029）年度推計
代替養育を必要とする子ども数	179人	220人
うち、里親等委託児童数（里親等委託率）	22人（12.3%）	85人（38.6%）

基本理念・基本目標

【基本理念】国の家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念を踏まえ、SDGs未来都市として計画を推進するにあたり、区民や関係者が共有すべき基本的な考え方

◎板橋の宝である子どもの「最善の利益」と「あたりまえの生活（適切な養育環境）」を保障するため、誰一人取り残さないという理念の下、子どもの意見に耳を傾け、権利を守り、社会全体で子どもをはぐくみます。

◎子ども家庭総合支援センターや子育て施設・地域などのネットワークによる妊娠期からの切れ目のない子育て支援によって、家庭維持（家庭生活の継続・家庭における養育の継続）に向けた予防と早期発見、安心・安全の確保に最大限取り組みます。

◎代替養育が必要な場合でも、里親や児童養護施設などにおいて、家庭と同様の養育環境の確保と提供に努め、子どもの健やかな成長と「未来のおとな」に向けた自立を全力で支援します。

◎基本目標

「子どもの意見表明を支援し、権利を守るとともに、声を最大限尊重します」
「予防と早期発見による家庭維持と一時保護等による安心・安全を実現します」
「代替養育において家庭と同様の養育環境を整えとともに、社会的自立を支援します」

整合・
連携

施策	主な取組
子どもの権利擁護の取組の充実	○子どもや関係職員に向けた権利擁護に関する説明等の実施 ○意見表明等支援事業の推進、子どもへの意見聴取等措置 など
すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへの切れ目のない包括的な支援体制の強化	○相談支援体制の整備（こども家庭センター機能の開始など） ○地域子ども・子育て支援事業の整備（養育支援訪問事業など） ○支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組 など
一時保護児童への支援体制の強化	○一時保護施設の適切な運営 ○適切な一時保護の実施及び一時保護委託の推進
代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組	○家庭養育優先原則及びパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメント ○親子関係再構築に向けた取組 など
里親・ファミリーホームへの委託の推進	○里親制度の普及、登録家庭数の拡大 ○里親等委託の促進に向けた取組、里親に対する支援
児童養護施設等の機能強化	○高機能化及び多機能化・機能転換を踏まえた小規模かつ地域分散化の推進 ○ケアニーズが高い子どもに対する専門的なケアの充実 など
社会的養護自立支援の推進	○社会的養護経験者等への自立に向けた支援体制の整備 ○児童自立生活援助事業の実施の検討 など
児童相談所における人材確保・育成に向けた取組	○総合支援センターの強化に向けた取組 ○総合支援センターにおける人材確保・育成に向けた取組

【参考】こどもワークショップの試行開催

○日時：8月28日（水）9時～12時30分、会場：区役所本庁舎防災センター

○募集：応募、小学生～高校生20名程度、参加：小学生21名、中学生11名、高校生3名

○テーマと主な意見

小学生「家庭・学校以外の居場所」

→家から近くて気軽に行ける場所がほしい など

中学生「板橋の好きなところ・変わってほしいところ」

→好きなところ…石神井川の桜、

こども動物園 など

→変わってほしいところ…公園

でのボール遊び など

高校生「子どもの意見を幅広く

聞く仕組み」

→SNS・アプリの活用 など



【今後の予定】

11月7日 区議会文教児童委員会（閉会中）

11月9日～11月29日 パブリックコメント

11月15日 子ども・子育て会議

1月 児童福祉審議会答申

子ども・子育て会議

庁議（子ども・子育て支援本部）

2月 区議会文教児童委員会